令和7年南砺市議会定例会 令和7年9月会議 議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和7年9月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係			
議案第	9 1 号	南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担	
		に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第	92号	南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・	5
議案第	93号	南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・	9
議案第	94号	南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の	
		一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3

南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(ビラの作成に係る公費の支払)	(ビラの作成に係る公費の支払)	
第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に	第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に	
限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である	限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である	
ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当	ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当	
該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価	該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価	
(当該作成単価が、 <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73</u>	(当該作成単価が、 <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38</u>	選挙公営限度額
銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第1	銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第1	の改正
42条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであるこ	42条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであるこ	
とにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者	とにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者	
からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)	からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)	
を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2	を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2	
条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当	条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当	
該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該	該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該	
ビラの作成を業とする者に対し支払う。	ビラの作成を業とする者に対し支払う。	
(ポスターの作成に係る公費の支払)	(ポスターの作成に係る公費の支払)	
第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に	第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に	
限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である	限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である	
ポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のう	ポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のう	
ち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たり	ち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たり	
の作成単価(当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該選挙が	の作成単価(当該作成単価が、 <u>586円88銭</u> に当該選挙が	同上

行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の	
制限)	制限)	
第8条の3 任命権者は、小学校(義務教育学校の前期課程	第8条の3 任命権者は、小学校(義務教育学校の前期課程	
を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子(民法	を含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの子(民法	
(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職	(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職	
員が当該職員との間における同項に規定する特別養子	員が当該職員との間における同項に規定する特別養子	
縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求	縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求	
に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限	に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限	
る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福	る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福	
祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定に	祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定に	
より同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である	より同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である	
職員に委託されている児童その他これらに準ずる者と	職員に委託されている児童その他これらに準ずる者と	
して規則で定める者を含む。以下 <u>この条</u> において同	して規則で定める者を含む。以下 <u>この項から第3項まで</u>	規定整備
じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるもの	において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親	
が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をい	であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで	
う。以下この項において同じ。)において常態として当	の間をいう。以下この項において同じ。)において常態	
該子を養育することができるものとして規則で定める	として当該子を養育することができるものとして規則	
者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則	で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)	
で定めるところにより当該子を養育するために請求し	が、規則で定めるところにより当該子を養育するため	
た場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、	に請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合	
深夜における勤務をさせてはならない。	を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	

2~5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

 $2\sim 5$ (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の4第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意 向確認等)

第15条の3 任命権者は、南砺市職員の育児休業等に関する条例(平成16年南砺市条例第36号)第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

条ずれのによる 改正

職員等に対する 意向確認等に係 る規定の追加

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は 措置(次号において「出生時両立支援制度等」とい う。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下 「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認す るための措置
- (3) 南砺市職員の育児休業等に関する条例第24条第1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児 に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の 出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情 の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認す るための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で 定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は 措置(次号において「育児期両立支援制度等」とい う。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の</u> 意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生

し、又は発生することが予想される職業生活と家庭 生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項 に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により 意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向 に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対す (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対す る意向確認等) る意向確認等) 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介 第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介 | 条ずれによる改 護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、 護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、 TF. 当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度 当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度 又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援 又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援 制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、 制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、 介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を 介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条におい て「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認す 確認するための面談その他の措置を講じなければなら 第15条の3追 るための面談その他の措置を講じなければならない。 加に伴う規定整 ない。 2 (略) 2 (略) (執務環境の整備に関する措置) (執務環境の整備に関する措置) 第15条の4 (略) 第15条の5 (略) 条ずれによる改 正

南砺市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員 は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮し て規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公 務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を 占める職員(次条第1項において「短時間勤務職員」 という。)を除く。)	(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員 は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規 定する短時間勤務の職を占める職員を除く。 <u>次条に</u> おいて同じ。)	要件の変更
(部分休業の承認) 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇(育児に係るものに限る。以下この項及び次項におい	(第1号部分休業の承認) 第21条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で 請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部 分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うも のとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休 暇(育児に係るものに限る。以下この項及び次項におい	従来の部分休業 を第1号部分休 業とする改正

の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項に おいて「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しな い職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>部分休業</u>の承認に ついては、1日につき2時間から当該育児特別休暇又は 当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた 時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた 勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (当該非常勤職員が育児特別休暇又は介護時間の承認を 受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない い範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当 該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時 間を超えない範囲内)で行うものとする。 の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項に おいて「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しな い職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の 承認については、1日につき2時間から当該育児特別休 暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を 減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲 内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2 号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として 行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあ っては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分 休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全て

第2号部分休業の新設

<u>について承認の請求があったとき 当該勤務時間の</u> 時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年 の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則 で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の 各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たり の勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別 の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこ と、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定に よる申出時に予測することができなかった事実が生じ たことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項 部分休業の請求 の申出期間を規 定

第2号部分休業 の上限時間を規 定

特別の事情を規定

の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じる と任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合 第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分 規定整備 休業の承認を受けて勤務しない場合には、南砺市一般 には、南砺市一般職の職員の給与に関する条例第14条 の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同 職の職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわら 条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額 ず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定 して支給する。 する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) (部分休業の承認の取消事由) 第23条 第13条の規定は、部分休業について準用する。 第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児 同上 休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項 変更をしたときとする。

変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(給与の減額)	(給与の減額)	
第17条 (略)	第17条 (略)	
2 職員が部分休業(当該職員がその小学校(義務教育学校	2 職員が部分休業(当該職員がその小学校(義務教育学校	
の前期課程を含む。)就学の始期に達するまでの子を養	の前期課程を含む。)就学の始期に達するまでの子を養	
育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> を勤務しないことをい	育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部(2時間を超え</u>	法改正に伴う規
う。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶	ない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超え	定の改正
者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老	<u>ない範囲内の時間に限る。</u> を勤務しないことをいう。)	
齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営	又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の	
むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないこ	父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢に	
とが相当であると認められる場合における休暇をい	より管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むの	
う。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定	に支障があるものの介護をするため、勤務しないことが	
にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間	相当であると認められる場合における休暇をいう。)の	
当たりの給与額を減額して給与を支給する。	承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわ	
	らず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの	
	給与額を減額して給与を支給する。	